

頑張る中小企業を応援します！

平成28年7月1日施行

小牧市中小企業振興条例

～中小企業が地域を支える。地域が中小企業を支える～

中小企業は地域を支えています。市内の全事業所数に占める割合は約9割。雇用や人材育成、多彩な商品・サービスの提供、地域の催しや美化活動への参加など、その活動の場面は幅広く、地域に大きく貢献しています。そんな中小企業を地域全体で支えるため、この条例ができました。



◆小牧市中小企業振興条例のしくみ◆



中小企業

主体的な努力による成長・発展



みんなで支援

地域に貢献

雇用、人材育成
催事に参加など



地域の活力増加

活力の
好循環

地域

地域のみんなが連携・協力

支援機関

商工会議所

大学

中小企業
団体

市民

大企業者

市

金融機関

地域の
活力が
波及

中 小 企 業 の 振 興

地 域 社 会 の 発 展 と 市 民 生 活 の 向 上



～希望と働く喜びのある活気あふれるまちの実現へ～



小牧市中小企業振興条例は、小牧市ホームページ

(<http://www.city.komaki.aichi.jp>) でご覧になれます。



中小企業振興のために地域を構成する各主体はどんな役割を担うのでしょうか？



この条例では、中小企業振興のために、地域を構成する各主体が果たすべき役割等を規定しています。主役となる中小企業自身や商工会議所などの各主体が担う役割のほか、中小企業振興の施策において小牧市が取り組むべきことを次のように掲げています。

中小企業の役割 第5条～第6条

★中小企業者の努力【第5条】

- ・自らの創意工夫による主体的な経営改善・向上。
- ・雇用機会の確保、人材の育成、ワークライフバランスの環境整備。
- ・まちづくり活動に貢献するなど、地域社会の発展・市民生活の向上に寄与。
- ・自らの経営力強化のため、商工会議所等を積極的に活用。
- ・市の施策への協力。

★小規模企業者の努力【第6条】

- ・地域の特色を活かした事業活動への取組、小規模企業者又は多様な主体との連携・協働の推進。
- ・技術向上を図り、円滑・着実な事業運営。

地域各主体の役割 第4条、第7条～第13条

★商工会議所の努力【第7条】

- ・中小企業者の経営の発達・改善・革新のための取組。
- ・中小企業者の実態把握、会員相互の関係強化の促進・他団体との連携、市の施策への協力。

★中小企業団体の努力【第8条】

- ・中小企業者の経営の改善・向上、市の施策への協力。

★大企業者の役割【第9条】

- ・中小企業者の成長発展に配慮。
- ・中小企業者との連携、市の施策への協力。

★金融機関の役割【第10条】

- ・中小企業者に適した円滑な資金供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援による中小企業の発展への協力、市の施策への協力。

★支援機関の役割【第11条】

- ・専門性の高い支援を通じた中小企業者の経営力強化、市の施策への協力。

★大学等の役割【第12条】

- ・産学官の連携を通じた研究開発等による中小企業の成長・発展に寄与。
- ・人材育成、研究開発やその成果の普及を通じた市の施策への協力。

★市民の理解及び協力【第13条】

- ・中小企業振興が地域社会の発展・市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業の発展に協力。

★市の責務【第4条】

- ・中小企業振興に関する施策の策定・実施。
- ・中小企業の実態把握、施策の策定・実施における地域の各主体との協力。

市が行うこと（市の施策の基本事項）第14条～第21条

★経営の安定化【第14条】

- ・中小企業者の経営資源の強化・資金調達の円滑化に向けた施策を促進し、経営基盤の強化に努める。
- ・工事発注、物品・役務の調達に当たっては、予算の適正な執行、透明・公正な競争や契約の適正な履行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努める。

★新事業展開の促進【第15条】

- ・中小企業者が自らの創意工夫・努力で新たな事業に挑戦することを促進するため、次の施策の推進に努める。
 - ①中小企業者の新事業への進出・企業立地を促進。
 - ②中小企業者相互・大企業者・大学等との連携を図り、新商品・新技術の研究・開発、その成果の普及を促進。
 - ③中小企業者の販路拡大、成長分野への進出を促進。
 - ④新たな創業を促進。

★人材の育成及び確保の支援【第16条】

- ・経営の安定化や新たな事業展開の促進を図るとともに、事業の継続に資するため、中小企業を担う人材の育成・確保・雇用の促進に努める。

★地域商業の活性化【第17条】

- ・商店街の事業等、商業の活性化に資する事業への必要な支援に努める。

★職業観及び勤労観の育成【第18条】

- ・児童・生徒に対し、職業に関する体験の機会の提供に努める。

★小規模事業者への配慮【第19条】

- ・小規模企業者に対する中小企業の振興に関する施策に当たっては、経営規模・形態を勘案し、必要な情報を提供するなどの配慮に努める。

★施策の推進に係る措置【第20条】

- ・中小企業の振興に関する施策に当たっては、意見の聴取・調査により施策の実施状況を把握・検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努める。

★財政上の措置【第21条】

- ・中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

◆お問い合わせ◆

小牧市役所 地域活性化営業部 商工振興課 商工労政係

電話 0568-76-1134

E-mail shoukou@city.komaki.lg.jp



キミと一緒に、育っていきたい。
Komaki